

最高裁秘書第2527号

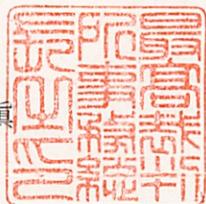
令和3年8月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

7月12日付けで東京高等裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある御庁作成のマニュアルその他の文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第2651号

令和3年8月25日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある御庁  
作成のマニュアルその他の文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年7月19日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）諮詢第16号

(2) 謝問日

令和3年8月18日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2654号

令和3年8月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

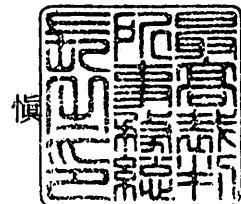
諮問番号 令和3年度（情）諮問第16号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年8月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある御庁作成のマニュアルその他の文書（最新版）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、7月12日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、本件開示文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）が法第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張する。

しかし、本件開示文書は、原判断庁における報道機関に対する便宜供与の取扱いを類型化して一覧表にしたものであり、本件不開示部分は、その便宜供与の取扱いが具体的に記載されている部分であるところ、報道機関に対する便宜供与については、最終的には裁判体の意向を確認するなどした上で、個別の事

案に応じて判断することになる性質のものであるため、この一覧表はあくまで事務便宜上の目安にすぎず、本件不開示部分を公にすることで、絶対的な基準が存在するとの誤解を招き、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号）。

また、報道機関に対する便宜供与は、通常、報道機関からの要請を受けて行われるものであり、便宜供与を受けることも報道機関の取材活動であるところ、本件不開示部分を公にすると、報道機関の取材活動の存在及び内容が推知されるおそれがあり、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）（令和元年度（情）答申第10号参照）。

(2) よって、原判断は相当である。